

(参照条文一覧)

○特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）（抄）	1
○特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）（抄）	1
○特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）（抄）	3
○大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）（抄）	3
○大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行令（平成十年政令第二百六十五号）（抄）	4
○大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行規則（平成十六年文部科学省、経済産業省令第一号）（抄）	5
○産業技術力強化法（平成十二年法律四十四号）（抄）	5
○産業技術力強化法施行令（平成十二年政令二百六号）（抄）	6
○産業技術力強化法施行規則（平成十二年通商産業省令第九十九号）（抄）	13
○中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成十八年法律三十三号）（抄）	13
○中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律施行令（平成十八年政令二百十二号）（抄）	14
○中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省令第七十七号）（抄）	14
○特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法（平成二十四年法律五十五号）（抄）	15
○特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法施行令（平成二十四年政令二百七十二号）（抄）	15
○研究開発事業計画の認定等に関する命令（内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第二号）（抄）	16
○産業競争力強化法（平成二十五年法律九十八号）（抄）	16
○産業競争力強化法施行令（平成二十六年政令十三号）（抄）	16
○経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成二十六年経済産業省令一号）（抄）	17
○福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）（抄）	18

○福島復興再生特別措置法施行令（平成二十四年政令百十五年）	．．．．．	18
○経済産業省関係福島復興再生特別措置法施行規則（平成二十九年経済産業省令第四十四号）（抄）	．．．．．	18
○地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）（抄）	．．．．．	19
○企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十九年政令第二百十号）（抄）	．．．．．	19
○地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十一条第一項の規定による特許料の軽減の申請手続等に関する省令（平成二十九年経済産業省令第五十九号）（抄）	．．．．．	20

○特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）（抄）

（特許料）

第七十条 特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者は、特許料として、特許権の設定の登録の日から第六十七条第一項に規定する存続期間（同条第二項の規定により延長されたときは、その延長の期間を加えたもの）の満了までの各年について、一件ごとに、次の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に掲げる金額を納付しなければならない。

各年の区分	金額
第一年から第三年まで	毎年二千百円に一請求項につき二百円を加えた額
第四年から第六年まで	毎年六千四百円に一請求項につき五百円を加えた額
第七年から第九年まで	毎年一万九千三百円に一請求項につき千五百円を加えた額
第十年から第二十五年まで	毎年五万五千四百円に一請求項につき四千三百円を加えた額

2 （略）

3 第一項の特許料は、特許権が国又は第九十条の規定若しくは他の法令の規定による特許料の軽減若しくは免除（以下この項において「減免」という。）を受ける者を含む者の共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、第一項の規定にかかわらず、国以外の各共有者ごとに同項に規定する特許料の金額（減免を受ける者にあつては、その減免後の金額）にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならない。

4・5 （略）

（特許料の減免又は猶予）

第九十条 特許庁長官は、特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者であつて資力を考慮して政令で定める要件に該当する者が、特許料を納付することが困難であると認めるときは、政令で定めるところにより、第七十条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料を軽減

減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

○特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）（抄）

（資力を考慮して定める要件）

第九条 特許法第九十九条の政令で定める要件は、次のとおりとする。

一 個人にあつては、次条の申請書を提出する日において、次のいずれかに該当すること。

イ 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第十一条第一項各号に掲げる扶助を受けていること。

ロ 市町村民税（特別区民税を含む。）が課されていないこと（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第五号に規定する非居住者（以下「非居住者」という。）にあつては、経済産業省令で定めるところにより算定した所得の合計額が経済産業省令で定める額に満たないこと。）。

ハ 所得税が課されていないこと（非居住者にあつては、経済産業省令で定めるところにより算定した所得の合計額が経済産業省令で定める額に満たないこと。）。

ニ その事業に対する事業税が課されていないこと（非居住者にあつては、経済産業省令で定めるところにより算定した所得の合計額が経済産業省令で定める額に満たないこと。）。

ホ その事業を開始した日以後十年を経過していないこと。

二 法人にあつては、次条の申請書を提出する日において、次のいずれにも該当すること。

イ 資本金の額又は出資の総額（資本金又は出資を有しない法人にあつては、経済産業省令で定める額）が三億円以下の法人であること。

ロ 法人税が課されていないこと（所得税法第二条第一項第七号に規定する外国法人にあつては、経済産業省令で定めるところにより算定した所得がないこと。）又はその設立の日以後十年を経過していないこと。

ハ イ及びロに該当する法人に対し、その発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の二分の一以上に相当する数又は額の株式又は出資を単独で所有する関係その他その事業活動を実質的に支配することが可能なものとして経済産業省令で定める関係を持つていない人がないこと。

（減免又は猶予の申請）

第十条 特許法第九十九条の規定による特許料の軽減若しくは免除又はその納付の猶予を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、前条第一号又は第二号に掲げる要件に該当することを証する書面として経済産業省令で定めるものを添付して、特許庁長官に提出しなければ

ならない。

- 一 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 当該特許出願の番号又は当該特許番号
- 三 特許料の軽減若しくは免除又はその納付の猶予を必要とする理由
(特許料の減免)

第十一条 特許庁長官は、第九条第一号イ又はロに掲げる要件に該当する者が特許料を納付することが困難であると認めるときは、特許法第一百七条第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の特許料については免除し、同項の規定による第四年から第十年までの各年分の特許料についてはその金額の二分の一に相当する額を軽減するものとする。

2 特許庁長官は、第九条第一号ハ、ニ若しくはホに掲げる要件に該当する者（同号イ又はロに掲げる要件に該当する者を除く。）又は同条第二号に掲げる要件に該当する者が特許料を納付することが困難であると認めるときは、特許法第一百七条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料の金額の二分の一に相当する額を軽減するものとする。

○特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）（抄）

（特許料減免申請書等の様式）

第七十二条 特許法施行令第十条に規定する申請書は、様式第七十一により作成しなければならない。ただし、特許法第一百七条第一項に規定する第四年分から第十年分までの特許料を別に納付する場合は、その都度、様式第七十一により作成しなければならない。

2 （略）

○大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）（抄）

（特許料等の特例）

第八条 特許庁長官は、承認事業者が特定大学技術移転事業を実施するとき、政令で定めるところにより、特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第一百七条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

2 （略）

第十三条 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）であつて試験研究に関する業務を行うものとして政令で定めるもの（以下「試験研究独立行政法人」という。）における技術に関する研究成果について、当該研究

成果に係る試験研究独立行政法人が保有する特許権又は特許を受ける権利の譲渡を受け、当該特許権又は当該特許を受ける権利に基づいて取得した特許権についての譲渡、専用実施権の設定その他の行為により、当該研究成果の活用を行おうとする民間事業者に対し移転する事業（以下「試験研究独立行政法人技術移転事業」という。）を行う者は、当該試験研究独立行政法人を所管する大臣に申請して、その事業が次の各号のいずれにも適合している旨の認定を受けることができる。

- 一 当該事業を適確かつ円滑に実施することができる技術的能力を有するものであること。
- 二 当該特許権又は当該特許を受ける権利に係る発明を自ら実施するものでないこと。
- 三 当該特許権又は当該特許を受ける権利に係る発明に関する民間事業者への情報の提供において特定の民間事業者に対して不当な差別的取扱いをするものでないことその他当該事業を適正に行うに必要な業務の実施の方法が定められているものであること。

2 (略)

- 3 特許庁長官は、第一項の認定を受けた者が同項に規定する試験研究独立行政法人技術移転事業を実施するときは、政令で定めるところにより、特許法第一百七条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

4 (略)

○大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行令（平成十年政令第二百六十五号）（抄）

（承認事業者に係る特許料の軽減の手続）

第三条 法第八条第一項の規定により特許料の軽減を受けようとする法第五条第二項に規定する承認事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を特許庁長官に提出しなければならない。

- 一 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 当該特許出願の番号又は当該特許番号
- 三 特許料の軽減を受けようとする旨

2 (略)

（承認事業者に係る特許料の軽減）

第四条 特許庁長官は、前条第一項の申請書の提出があつたときは、特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第一百七条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料の金額の二分の一に相当する額を軽減するものとする。

(法第十三条第一項の認定を受けた者に係る特許料の軽減の手續)

第十五条 法第十三条第三項の規定により特許料の軽減を受けようとする同条第一項の認定を受けた者は、次に掲げる事項を記載した申請書を特許庁長官に提出しなければならない。

一 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 当該特許出願の番号又は当該特許番号

三 特許料の軽減を受けようとする旨

2 (略)

○大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行規則(平成十六年文部科学省、経済産業省令第一号)(抄)

(申請書の作成等)

第一条 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行令(以下「令」という。)(第三条第一項、第五条第一項、第十五条第一項又は第十七条第一項の申請書(以下単に「申請書」という。))は、一件ごとに作成しなければならない。ただし、特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)第一百七条第一項に規定する第四年分から第十年分までの特許料を別に納付する場合は、その都度、作成しなければならない。

2 (略)

(特許料軽減申請書の様式)

第三条 令第三条第一項又は第十五条第一項の申請書は、様式第一により作成しなければならない。

○産業技術力強化法(平成十二年法律四十四号)(抄)

(特許料等の特例)

第十七条 特許庁長官は、特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)第一百七条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料を納付すべき者が次に掲げる者であつて産業技術力の強化を図るため特に必要なものとして政令で定める要件に該当するものであるときは、政令で定めるところにより、特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

一 学校教育法第一条に規定する大学(以下この条において単に「大学」という。)(の学長、副学長、学部長、教授、准教授、助教、講師、助

手若しくはその他の職員のうち専ら研究に従事する者、同法第一条に規定する高等専門学校（以下この条において単に「高等専門学校」という。）の校長、教授、准教授、助教、講師、助手若しくはその他の職員のうち専ら研究に従事する者又は国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人（以下単に「大学共同利用機関法人」という。）の長若しくはその職員のうち専ら研究に従事する者（以下「大学等研究者」と総称する。）

二 大学若しくは高等専門学校を設置する者又は大学共同利用機関法人

三 試験研究独立行政法人（独立行政法人のうち高等専門学校を設置する者であるもの以外のものであって、試験研究に関する業務を行うものとして政令で定めるものをいう。）

四 公設試験研究機関（地方公共団体に置かれる試験所、研究所その他の機関（学校教育法第二条第二項に規定する公立学校を除く。）であつて、試験研究に関する業務を行うものをいう。）を設置する者

五 試験研究地方独立行政法人（地方独立行政法人のうち地方独立行政法人法第六十八条第一項に規定する公立大学法人以外のものであって、試験研究に関する業務を行うものをいう。）

2 特許庁長官は、自己の特許出願について出願審査の請求をする者が前項各号に掲げる者であつて産業技術力の強化を図るため特に必要なものとして政令で定める要件に該当するものであるときは、政令で定めるところにより、特許法第百九十五条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。

第十八条 特許庁長官は、特許法第百七条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料を納付すべき者が産業技術力の強化を図るため特に必要なものとして政令で定める要件に該当する者であるときは、政令で定めるところにより、特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

2 特許庁長官は、自己の特許出願について出願審査の請求をする者が産業技術力の強化を図るため特に必要なものとして政令で定める要件に該当する者であるときは、政令で定めるところにより、特許法第百九十五条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。

○産業技術力強化法施行令（平成十二年政令二百六号）（抄）

（産業技術力の強化を図るため特に必要な者）

第一条の二 法第十七条第一項及び第二項に規定する政令で定める要件に該当する者は、次のとおりとする。

一 法第十七条第一項第一号に掲げる者にあつては、その特許発明又は発明（いずれも職務発明（特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第

三十五条第一項に規定する職務発明をいう。以下同じ。）に限る。）の発明者

二 法第十七条第一項第二号に掲げる者（以下「大学等」という。）にあつては、次のいずれかに該当する者

イ その特許発明又は発明が大学等研究者（法第十七条第一項第一号に規定する大学等研究者をいう。以下同じ。）がした職務発明である場合において、当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継した当該大学等

ロ その特許発明又は発明が大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者（法第十七条第一項第三号に規定する試験研究独立行政法人（以下「試験研究独立行政法人」という。）の役員又はその職員のうち専ら研究に従事する者をいう。以下同じ。）、公設試験研究機関研究者（同項第四号に規定する公設試験研究機関（以下「公設試験研究機関」という。）の長又はその職員のうち専ら研究に従事する者をいう。以下同じ。）又は試験研究地方独立行政法人研究者（同項第五号に規定する試験研究地方独立行政法人（以下「試験研究地方独立行政法人」という。）の役員又はその職員のうち専ら研究に従事する者をいう。以下同じ。）がした職務発明である場合において、当該大学等研究者が当該大学等以外の大学等に、又は当該試験研究独立行政法人研究者、公設試験研究機関研究者若しくは試験研究地方独立行政法人研究者が大学等に転職しているときであつて、これらの者が大学等研究者として現在所属する大学等が当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継したときは、当該現在所属する大学等

ハ その特許発明又は発明が大学等研究者と当該者以外の者との共同で行われたものである場合（当該特許発明又は発明が当該大学等研究者について職務発明である場合に限る。）において、当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継した当該大学等

ニ その特許発明又は発明が大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者と当該者以外の者との共同で行われたものである場合（当該特許発明又は発明が当該大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者について職務発明である場合に限る。）において、当該大学等研究者が当該大学等以外の大学等に、又は当該試験研究独立行政法人研究者、公設試験研究機関研究者若しくは試験研究地方独立行政法人研究者が大学等に転職しているときであつて、これらの者が大学等研究者として現在所属する大学等が当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継したときは、当該現在所属する大学等

ホ その特許発明又は発明と大学等研究者がした職務発明との間に経済産業省令で定める密接な関係がある場合において、当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継した当該大学等

ヘ その特許発明又は発明と大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明との間に経済産業省令で定める密接な関係がある場合において、当該大学等研究者が当該大学等以外の大学等に、又は当該試験研究独立行政法人研究者、公設試験研究機関研究者若しくは試験研究地方独立行政法人研究者が大学等に転職しているときであつて、こ

これらの者が大学等研究者として現在所属する大学等が当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継したときは、当該現在所属する大学等

三 法第十七条第一項第三号に掲げる者にあつては、次のいずれかに該当する者

イ その特許発明又は発明が試験研究独立行政法人研究者がした職務発明である場合において、当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継した当該試験研究独立行政法人

ロ その特許発明又は発明が試験研究独立行政法人研究者、大学等研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究独立行政法人研究者がした職務発明である場合において、当該試験研究独立行政法人研究者が当該試験研究独立行政法人以外の試験研究独立行政法人に、又は当該大学等研究者、公設試験研究機関研究者若しくは試験研究独立行政法人研究者が試験研究独立行政法人に転職しているときであつて、これらの者が試験研究独立行政法人研究者として現在所属する試験研究独立行政法人が当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継したときは、当該現在所属する試験研究独立行政法人

ハ その特許発明又は発明が試験研究独立行政法人研究者と当該者以外の者との共同で行われたものである場合（当該特許発明又は発明が当該試験研究独立行政法人研究者について職務発明である場合に限る。）において、当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継した当該試験研究独立行政法人

ニ その特許発明又は発明が試験研究独立行政法人研究者、大学等研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究独立行政法人研究者と当該者以外の者との共同で行われたものである場合（当該特許発明又は発明が当該試験研究独立行政法人研究者、大学等研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究独立行政法人研究者について職務発明である場合に限る。）において、当該試験研究独立行政法人研究者が当該試験研究独立行政法人以外の試験研究独立行政法人に、又は当該大学等研究者、公設試験研究機関研究者若しくは試験研究独立行政法人研究者が試験研究独立行政法人に転職しているときであつて、これらの者が試験研究独立行政法人研究者として現在所属する試験研究独立行政法人が当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継したときは、当該現在所属する試験研究独立行政法人

ホ その特許発明又は発明と試験研究独立行政法人研究者がした職務発明との間に経済産業省令で定める密接な関係がある場合において、当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継した当該試験研究独立行政法人

ヘ その特許発明又は発明と試験研究独立行政法人研究者、大学等研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究独立行政法人研究者がした職務発明との間に経済産業省令で定める密接な関係がある場合において、当該試験研究独立行政法人研究者が当該試験研究独立行政法人以外の試験研究独立行政法人に、又は当該大学等研究者、公設試験研究機関研究者若しくは試験研究独立行政法人研究者が試験研究独立行政法人に転職しているときであつて、これらの者が試験研究独立行政法人研究者として現在所属する試験研究独立行政法人が当該特

許發明又は發明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継したときは、当該現在所属する試験研究独立行政法人法第十七条第一項第四号に掲げる者にあつては、次のいずれかに該当する者

イ その特許發明又は發明が公設試験研究機関研究者がした職務發明である場合において、当該特許發明又は發明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継した当該公設試験研究機関を設置する者

ロ その特許發明又は發明が公設試験研究機関研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者がした職務發明である場合において、当該公設試験研究機関研究者が当該公設試験研究機関以外の公設試験研究機関に、又は当該大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者若しくは試験研究地方独立行政法人研究者が公設試験研究機関に転職しているときであつて、これらの者が公設試験研究機関研究者として現在所属する公設試験研究機関が当該特許發明又は發明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継したときは、当該現在所属する公設試験研究機関を設置する者

ハ その特許發明又は發明が公設試験研究機関研究者と当該者以外の者との共同で行われたものである場合（当該特許發明又は發明が当該公設試験研究機関研究者について職務發明である場合に限る。）において、当該特許發明又は發明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継した当該公設試験研究機関を設置する者

ニ その特許發明又は發明が公設試験研究機関研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者と当該者以外の者との共同で行われたものである場合（当該特許發明又は發明が当該公設試験研究機関研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者について職務發明である場合に限る。）において、当該公設試験研究機関研究者が当該公設試験研究機関以外の公設試験研究機関に、又は当該大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者若しくは試験研究地方独立行政法人研究者が公設試験研究機関に転職しているときであつて、これらの者が公設試験研究機関研究者として現在所属する公設試験研究機関が当該特許發明又は發明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継したときは、当該現在所属する公設試験研究機関を設置する者

ホ その特許發明又は發明と公設試験研究機関研究者がした職務發明との間に経済産業省令で定める密接な関係がある場合において、当該特許發明又は發明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継した当該公設試験研究機関を設置する者

ヘ その特許發明又は發明と公設試験研究機関研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者がした職務發明との間に経済産業省令で定める密接な関係がある場合において、当該公設試験研究機関研究者が当該公設試験研究機関以外の公設試験研究機関に、又は当該大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者若しくは試験研究地方独立行政法人研究者が公設試験研究機関に転職しているときであつて、これらの者が公設試験研究機関研究者として現在所属する公設試験研究機関が当該特許發明又は發明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継したときは、当該現在所属する公設試験研究機関を設置する者

五 法第十七条第一項第五号に掲げる者にあつては、次のいずれかに該当する者

イ その特許発明又は発明が試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明である場合において、当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継した当該試験研究地方独立行政法人

ロ その特許発明又は発明が試験研究地方独立行政法人研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は公設試験研究機関研究者がした職務発明である場合において、当該試験研究地方独立行政法人研究者が当該試験研究地方独立行政法人以外の試験研究地方独立行政法人に、又は当該大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者若しくは公設試験研究機関研究者が試験研究地方独立行政法人に転職しているときであつて、これらの者が試験研究地方独立行政法人研究者として現在所属する試験研究地方独立行政法人が当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継したときは、当該現在所属する試験研究地方独立行政法人

ハ その特許発明又は発明が試験研究地方独立行政法人研究者と当該者以外の者との共同で行われたものである場合（当該特許発明又は発明が当該試験研究地方独立行政法人研究者について職務発明である場合に限る。）において、当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継した当該試験研究地方独立行政法人

ニ その特許発明又は発明が試験研究地方独立行政法人研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は公設試験研究機関研究者と当該者以外の者との共同で行われたものである場合（当該特許発明又は発明が当該試験研究地方独立行政法人研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は公設試験研究機関研究者について職務発明である場合に限る。）において、当該試験研究地方独立行政法人研究者が当該試験研究地方独立行政法人以外の試験研究地方独立行政法人に、又は当該大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者若しくは公設試験研究機関研究者が試験研究地方独立行政法人に転職しているときであつて、これらの者が試験研究地方独立行政法人研究者として現在所属する試験研究地方独立行政法人が当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継したときは、当該現在所属する試験研究地方独立行政法人

ホ その特許発明又は発明と試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明との間に経済産業省令で定める密接な関係がある場合において、当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継した当該試験研究地方独立行政法人

ヘ その特許発明又は発明と試験研究地方独立行政法人研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は公設試験研究機関研究者がした職務発明との間に経済産業省令で定める密接な関係がある場合において、当該試験研究地方独立行政法人研究者が当該試験研究地方独立行政法人以外の試験研究地方独立行政法人に、又は当該大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者若しくは公設試験研究機関研究者が試験研究地方独立行政法人に転職しているときであつて、これらの者が試験研究地方独立行政法人研究者として現在所属する試験研究地方独立行政法人が当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継したときは、当該現在所属する試験研究地方独立行政法人

（大学等研究者等に係る特許料の軽減の手続）

第一条の三 法第十七条第一項の規定により特許料の軽減を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を特許庁長官に提出しなければならない。

一 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 当該特許出願の番号又は当該特許番号

三 前条第一号、第二号イからへまで、第三号イからへまで、第四号イからへまで又は第五号イからへまでに規定する者のいずれに該当するかの別

四 特許料の軽減を受けようとする旨

2 前項の申請書には、前条第一号、第二号イからへまで、第三号イからへまで、第四号イからへまで又は第五号イからへまでに規定する者のいずれかに該当することを証する書面を添付しなければならない。

（大学等研究者等に係る特許料の軽減）

第二条 特許庁長官は、前条第一項の申請書の提出があつたときは、特許法第一百七条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料の金額の二分の一に相当する額を軽減するものとする。

（産業技術力の強化を図るため特に必要な者）

第六条 法第十八条第一項及び第二項に規定する政令で定める要件に該当する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 常時使用する従業員の数が三百人（小売業に属する事業を主たる事業として営む者については五十人、卸売業又はサービス業（ソフトウェア業、情報処理サービス業及び旅館業を除く。）に属する事業を主たる事業として営む者については百人、旅館業に属する事業を主たる事業として営む者については二百人、ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）に属する事業を主たる事業として営む者については九百人）以下の個人（以下この号及び第三号において「中小事業主」という。）であつて、次条第一項又は第九条第一項の申請書を提出する日（以下この条において「申請書提出日」という。）の属する年の前年（申請書提出日の属する月が一月から三月までである場合には、前々年）において試験研究費等比率（一年間における試験研究費及び開発費（所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第七条第一項第二号に規定する開発費及び新たな事業の開始のために特別に支出する費用をいう。）の合計額の事業所得に係る総収入金額に対する割合をいう。以下この号において同じ。）が百分の三を超えるもの（申請書提出日において事業を開始した日以後二十七月を経過していない中小事業主のうち試験研究費等比率を算定することができないものにあつては、常勤の研究者の数が二人以上であり、かつ、当該研究者の数の事業主及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの）

二 資本金の額若しくは出資の総額が三億円（小売業又はサービス業（ソフトウェア業及び情報処理サービス業を除く。）に属する事業を主たる事業として営む者については五千万円、卸売業に属する事業を主たる事業として営む者については一億円）以下の会社又は常時使用する従業員の数が三百人（小売業に属する事業を主たる事業として営む者については五十人、卸売業又はサービス業（ソフトウェア業、情報処理サービス業及び旅館業を除く。）に属する事業を主たる事業として営む者については百人、旅館業に属する事業を主たる事業として営む者については二百人、ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）に属する事業を主たる事業として営む者については九百人）以下の会社（以下この号及び次号において「特定会社」という。）であつて、申請書提出日の属する事業年度の前事業年度（申請書提出日が前事業年度経過後二月以内である場合には、前々事業年度）において試験研究費等比率が百分の三を超えるもの（申請書提出日において設立の日以後二十六月を経過していない特定会社のうち試験研究費等比率を算定することができないものにあつては、常勤の研究者の数が二人以上であり、かつ、当該研究者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの）

三 事業協同組合等（事業協同組合、事業協同小组合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合及び商工組合連合会並びに技術研究組合（直接又は間接の構成員の三分の二以上が中小事業主、特定会社、企業組合又は協業組合であるものに限る。）をいう。以下この号において同じ。）であつて、申請書提出日の属する事業年度の前事業年度（申請書提出日が前事業年度経過後二月以内である場合には、前々事業年度）において試験研究費等比率が百分の三を超えるもの（申請書提出日において設立の日以後二十六月を経過していない事業協同組合等のうち試験研究費等比率を算定することができないものにあつては、常勤の研究者の数が二人以上であり、かつ、当該研究者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの）

四 その特許発明又は発明が中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第十二項に規定する特定補助金等を交付された新技術に関する研究開発の事業の成果に係るもの（当該事業の終了の日から起算して二年以内に出願されたものに限る。）である場合において、当該特定補助金等を交付された同項に規定する特定中小企業者

五 その特許発明又は発明が中小企業等経営強化法第九条第二項に規定する承認経営革新計画に従つて行われる経営革新（同法第二条第七項に規定する経営革新をいう。）のための事業（技術に関する研究開発に係るものに限る。）の成果に係るもの（当該承認経営革新計画の終了の日から起算して二年以内に出願されたものに限る。）又はその成果を実施するために必要となるものとして当該承認経営革新計画に従つて承継したものである場合において、当該経営革新のための事業を行う同法第二条第一項各号に掲げる中小企業者

六 その特許発明又は発明が中小企業等経営強化法第十一条第三項に規定する認定異分野連携新事業分野開拓計画に従つて行われる異分野連携新事業分野開拓（同法第二条第九項に規定する異分野連携新事業分野開拓をいう。）に係る事業（技術に関する研究開発に係るものに限る。）

）の成果に係るもの（当該認定異分野連携新事業分野開拓計画の終了の日から起算して二年以内に出願されたものに限る。）又はその成果を実施するために必要となるものとして当該認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って承継したものである場合において、当該異分野連携新事業分野開拓に係る事業を行う同法第二条第一項各号に掲げる中小企業者

（産業技術力の強化を図るため特に必要な者に係る特許料の軽減の手續）

第七条 法第十八条第一項の規定により特許料の軽減を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を特許庁長官に提出しなければならない。

一 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 当該特許出願の番号又は当該特許番号

三 特許料の軽減を受けようとする旨

2 前項の申請書には、前条各号のいずれかに該当することを証する書面を添付しなければならない。

（産業技術力の強化を図るため特に必要な者に係る特許料の軽減）

第八条 特許庁長官は、前条第一項の申請書の提出があったときは、特許法第一百七条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料の金額の二分の一に相当する額を軽減するものとする。

○産業技術力強化法施行規則（平成十二年通商産業省令第九十九号）（抄）

（申請書の作成等）

第一条の三 令第一条の三第一項、第四条第一項、第七条第一項又は第九条第一項の申請書は、一の申請ごとに作成しなければならない。ただし、特許法第一百七条第一項に規定する第四年分から第十年分までの特許料を別に納付する場合は、その都度、作成しなければならない。

2・3 （略）

（特許料軽減申請書の様式）

第三条 令第一条の三第一項又は第七条第一項の申請書は、様式第一により作成しなければならない。

○中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成十八年法律三十三号）（抄）

（特許料等の特例）

第九条 特許庁長官は、認定計画に従って行われる特定研究開発等の成果に係る特許発明（当該認定計画における特定研究開発等の実施期間の終

了日から起算して二年以内に出版されたものに限る。）又は当該特許発明を実施するために認定計画に従って承継した特許権若しくは特許を受ける権利に係る特許発明について、特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第百七条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料を納付すべき者が当該特定研究開発等を行う中小企業者であるときは、政令で定めるところにより、特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

2 (略)

○中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律施行令（平成十八年政令二百十二号）（抄）

（特許料の軽減）

第三条 法第九条第一項の規定により特許料の軽減を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、申請に係る特許発明が法第五条第二項に規定する認定計画（以下「認定計画」という。）に従って行われる法第二条第三項に規定する特定研究開発等（以下「特定研究開発等」という。）の成果に係る特許発明又は当該特許発明を実施するために認定計画に従って承継した特許権若しくは特許を受ける権利に係る特許発明であることを証する書面、申請人が同条第一項に規定する中小企業者（以下「中小企業者」という。）であることを証する書面及び認定計画の写しを添付して、特許庁長官に提出しなければならない。

一 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 申請に係る特許発明の特許出願の番号又は特許番号

三 特許料の軽減を受けようとする旨

2 特許庁長官は、前項の申請書の提出があつたときは、特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第百七条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料の金額の二分の一に相当する額を軽減するものとする。

○中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省令第七十七号）（抄）

（特許料軽減申請書の様式）

第三条 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律施行令（平成十八年政令第二百十二号。以下「令」という。）第三条第一項の申請書は、一の申請ごとに様式第三により作成しなければならない。ただし、特許法第百七条第一項に規定する第四年から第十年までの特許料を別に納付する場合は、その都度、様式第三により作成しなければならない。

○特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法（平成二十四年法律五十五号）（抄）

（特許料等の特例）

第十条 特許庁長官は、認定研究開発事業計画に従って行われる研究開発事業の成果に係る特許発明（当該認定研究開発事業計画における研究開発事業の実施期間の終了日から起算して二年以内に出願されたものに限る。）について、特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第一百七十七条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料を納付すべき者が次の各号のいずれにも該当する者であるときは、政令で定めるところにより、特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

一 当該研究開発事業を行う中小企業者

二 その特許発明が特許法第三十五条第一項に規定する従業者等（以下この号及び次項第二号において「従業者等」という。）がした同条第一項に規定する職務発明（次項第二号において「職務発明」という。）であつて、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ同条第一項に規定する使用者等（以下この号及び次項第二号において「使用者等」という。）に特許を受ける権利を承継させることが定められている場合において、その従業者等から特許を受ける権利を承継した使用者等

2 （略）

○特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法施行令（平成二十四年政令二百七十二号）（抄）

（特許料の軽減）

第二条 法第十条第一項の規定により特許料の軽減を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、認定研究開発事業計画（法第五条第二項に規定する認定研究開発事業計画をいう。以下同じ。）に従って行われる研究開発事業（法第二条第三項に規定する研究開発事業をいう。以下同じ。）の成果に係る特許発明であることを証する書面、申請人が法第十条第一項各号のいずれにも該当する者であることを証する書面及び認定研究開発事業計画の写しを添付して、特許庁長官に提出しなければならない。

一 申請人の名称及び住所

二 申請に係る特許発明の特許出願の番号又は特許番号

三 特許料の軽減を受けようとする旨

2 特許庁長官は、前項の申請書の提出があつたときは、特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第一百七十七条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料の金額の二分の一に相当する額を軽減するものとする。

○研究開発事業計画の認定等に関する命令（内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第二号）（抄）

（特許料軽減申請書の様式）

第十一条 特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法施行令（以下「令」という。）第二条第一項の申請書は、一の申請ごとに様式第六により作成しなければならない。ただし、特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第一百七条第一項に規定する第四年から第十年までの特許料を別に納付する場合は、その都度、様式第六により作成しなければならない。

○産業競争力強化法（平成二十五年法律九十八号）（抄）

第七十五条 特許庁長官は、産業競争力の強化に資するものとして経済産業省令で定める技術の分野に属する発明に係る特許出願（集中実施期間中に願審査の請求がされたものに限る。）に係る特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第一百七条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料を納付すべき者が新たな産業の創出による産業競争力の強化に対する寄与の程度及び資力を考慮して政令で定める要件に該当する者であるときは、政令で定めるところにより、特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

2・3 （略）

○産業競争力強化法施行令（平成二十六年政令十三号）（抄）

（特許料の軽減等の要件）

第十六条 法第七十五条第一項の政令で定める要件は、次のとおりとする。

一 個人にあつては、次のいずれかに該当すること。

イ 常時使用する従業員の数が二十人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者にあつては、五人。次号イにおいて同じ。）以下であること。

ロ その事業を開始した日以後十年を経過していないこと。

二 法人にあつては、次のいずれかに該当すること及び当該法人に対し、その発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の二分の一以上に相当する数又は額の株式又は出資を単独で所有する関係その他その事業活動を実質的に支配することが可能なものとして経済産業省令で定める関係を有する法人がないこと。

イ 常時使用する従業員の数が二十人以下であること。

ロ 資本金の額又は出資の総額（資本金又は出資を有しない法人にあつては、経済産業省令で定める額）が三億円以下であつて、その設立の日以後十年を経過していないこと。

（特許料の軽減）

第十七条 法第七十五条第一項の規定により特許料の軽減を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、申請人が前条第一号又は第二号に掲げる要件に該当する者であることを証する書面を添付して、特許庁長官に提出しなければならない。

- 一 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 申請に係る特許発明の特許出願の番号又は特許番号
- 三 特許料の軽減を受けようとする旨

2 特許庁長官は、前項の申請書の提出があつたときは、特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第一百七条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料の金額の三分の二に相当する額を軽減するものとする。

3 （略）

○経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成二十六年経済産業省令一号）（抄）

（特許料の軽減等の要件）

第五十条 令第十六条第二号の経済産業省令で定める関係は、令第十六条第二号イ及びロに該当する法人に対し、単独で有する場合にあつては第一号に掲げるものとし、共同で有する場合にあつては第二号に掲げるものとする。

- 一 その発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の二分の一以上に相当する数又は額の株式又は出資を所有する関係
- 二 その発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の三分の二以上に相当する数又は額の株式又は出資を所有する関係

2 令第十六条第二号ロの経済産業省令で定める額は、前事業年度末の貸借対照表（設立の日の属する事業年度の確定申告書（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。）を提出すべき期限が到来していない法人にあつては、成立時の貸借対照表）に計上されている総資産の帳簿価額から当該貸借対照表に計上されている総負債の帳簿価額を控除した金額（当該貸借対照表に当該事業年度に係る利益の額が計上されているときは、その額を控除した金額とし、当該事業年度に係る欠損金の額が計上されているときは、その額を加算した金額とする。）の百分の六十に相当する金額とする。

（特許料軽減申請書の様式）

第五十一条 令第十七条第一項に規定する申請書は、様式第二十一により作成しなければならない。ただし、特許法（昭和三十四年法律第二百二十

一号) 第一百七条第一項に規定する第四年分から第十年分までの特許料を別に納付する場合は、その都度、様式第二十一により作成するものとする。

○福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)(抄)

(特許料等の特例)

第八十四条 特許庁長官は、認定重点推進計画(第八十一条第三項第一号に掲げる事項に係る部分に限る。次項において同じ。)に基づいて行う同号に規定する事業の成果に係る特許発明(当該認定重点推進計画に定められた同号ロの実施期間の終了日から起算して二年以内に出願されたものに限る。)について、特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)第一百七条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料を納付すべき者が当該事業を行う中小企業者であるときは、政令で定めるところにより、特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

2 (略)

○福島復興再生特別措置法施行令(平成二十四年政令百十五年)(抄)

(特許料の軽減)

第三十九条 法第八十四条第一項の規定により特許料の軽減を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、申請に係る特許発明が認定重点推進計画(法第八十三条に規定する認定重点推進計画をいう。次条第一項及び第四十一条第二項において同じ。)に基づいて行う法第八十一条第三項第一号に規定する事業の成果に係る特許発明であることを証する書面及び申請人が中小企業者(同号に規定する中小企業者をいう。次条第一項において同じ。)であることを証する書面を添付して、特許庁長官に提出しなければならない。

一 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 申請に係る特許発明の特許出願の番号又は特許番号

三 特許料の軽減を受けようとする旨

2 特許庁長官は、前項の申請書の提出があつたときは、特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)第一百七条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料の金額の二分の一に相当する額を軽減するものとする。

○経済産業省関係福島復興再生特別措置法施行規則(平成二十九年経済産業省令第四十四号)(抄)

(特許料軽減申請書の様式)

第一条 福島復興再生特別措置法施行令（以下「令」という。）第三十九条第一項の申請書は、一の申請ごとに様式第一により作成しなければならない。ただし、特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第一百七条第一項に規定する第四年から第十年までの特許料を別に納付する場合は、その都度、様式第一により作成しなければならない。

○地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）（抄）

(特許法の特例)

第二十一条 特許庁長官は、承認地域経済牽引事業の成果に係る特許発明（承認地域経済牽引事業計画の計画期間の終了日から起算して二年以内に出願されたものに限る。）又は当該特許発明を実施するために承認地域経済牽引事業計画に従って承継した特許権若しくは特許を受ける権利に係る特許発明について、特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第一百七条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料を納付すべき者が承認地域経済牽引事業を行う中小企業者であるときは、政令で定めるところにより、特許料を軽減し、若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

2 特許庁長官は、承認地域経済牽引事業の成果に係る発明（承認地域経済牽引事業計画の計画期間の終了日から起算して二年以内に出願されたものに限る。）又は当該発明を実施するために承認地域経済牽引事業計画に従って承継した特許を受ける権利に係る発明に関する自己の特許出願について、その出願審査の請求をする者が承認地域経済牽引事業を行う中小企業者であるときは、政令で定めるところにより、特許法第百九十五条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。

○地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律施行令（平成十九年政令第百七十八号）（抄）

(特許料の軽減)

第三条法第二十一条第一項の規定により特許料の軽減を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、申請に係る特許発明が承認地域経済牽引事業（法第十七条に規定する承認地域経済牽引事業をいう。以下同じ。）の成果に係る特許発明又は当該特許発明を実施するために承認地域経済牽引事業計画（法第十四条第二項に規定する承認地域経済牽引事業計画をいう。以下同じ。）に従って承継した特許権若しくは特許を受ける権利に係る特許発明であることを証する書面、申請人が法第二条第三項に規定する中小企業者であることを証する書面及び承認地域経済牽引事業計画の写しを添付して、特許庁長官に提出しなければならない。

一 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 申請に係る特許発明の特許出願の番号又は特許番号

三 特許料の軽減を受けようとする旨

2 特許庁長官は、前項の申請書の提出があつたときは、特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第百七条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料の金額の二分の一に相当する額を軽減するものとする。

○地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十一条第一項の規定による特許料の軽減の申請手続等に関する省令（平成二十九年経済産業省令第五十九号）（抄）

（特許料軽減申請書の様式）

第一条 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律施行令（以下「令」という。）第三条第一項の申請書は、一の申請ごとに様式第一により作成しなければならない。ただし、特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第百七条第一項に規定する第四年から第十年までの特許料を別に納付する場合は、その都度、様式第一により作成しなければならない。